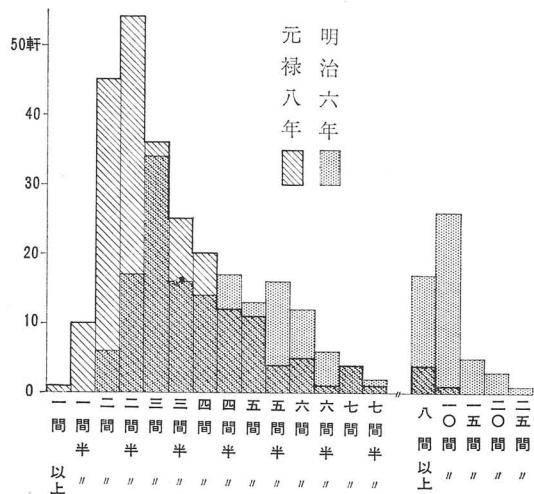
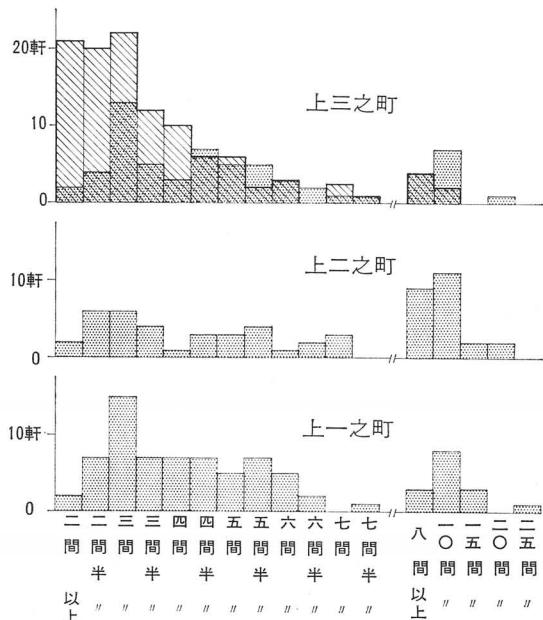


第四節 史料に見える町家



2-47 元禄8年と明治6年の三之町の敷地間口



2-48 上一之町、上二之町、上三之町の敷地間口
(明治6年)

* 1 「岐阜県史 史料編・近世四」に一部所収。

* 2 高山市立郷土館蔵、なお同館には一之町・二之町他の検地水帳も保存されている。

* 3 当史料は各家ごとに絵図と小前帳を袋に納め、さらに24軒分をまとめて「天保十四卯六月 建家造作建具絵図面小前帳入 高山町」と表書した袋に納める。各家毎の絵図と小前帳を納めた袋には「建家絵図面并造作建具小前帳入」「建家造作建具並絵図面入」など種々の記載があり、小前帳の表書も「建家造作建具巨細書上帳」「建家造作并建具取調書上帳」のほか各家で異なる記載が見られる。本文では史料全体を納めた袋書により、当史料を「天保十四卯年六月建家造作建具絵図面小前帳」と仮称し、「町家絵図・小前帳」と略した。

敷 地 町人地の敷地割を知るもっとも古い史料は、今回調査した三之町に限って見るなら、「元禄五年申十月三番町中家屋敷絵図帳」および「元禄八乙亥年三月飛騨国大野郡瀧郷高山三之町片原町屋敷御検地水帳」（以下元禄8年検地帳と略す）である。前者は元禄5年（1692）の表題をもつが、内容は延宝5年・同7年、貞享3年、元禄2年・同5年など元禄5年以前の各戸の敷地平面（寸法の書入あり）を集めたものである。岐阜県史所収の渡部久三郎組26軒は、元禄8年検地帳と比較すると、現在の竜神台組南半部分のものである。またその注記により、高山では1間=6尺の基準間尺を使用していたことがわかる。

元禄8年検地帳には三番町（現三之町）の町家234軒について敷地の間口と奥行寸法が記されている。このうち間口について明治6年地割図（第2章第2節参照）と比較したのが表2-47である。比較範囲が元禄8年では三之町全域、明治6年では安川通以南の一之町・二之町・三之町と異なるが、約200年間における敷地割のおおよその変化がつかめる。元禄8年には間口2~5間が多く、特に2~3間半が全体の約58%を占めるのに対して、明治6年では間口2間半~6間半で全体の約67%を占め、このうち3間が特に多い以外、この範囲にほぼ均等に分布する。大規模なものについて見ると、元禄5年では最大間口11間2尺5寸、間口8間以上が6軒（2.6%）であるのに対して、明治6年では最大間口25間2尺5寸、8間以上が52軒（25%）を占める。表2-48上段は、上三之町に限って元禄8年と明治6年を比較したものであるが、ほぼ同傾向を示している。

以上のことから、古い時期には敷地の間口を細分化した町家が多く、特に大規模なものはごく稀であったが、後世になると小規模町家を併合して大規模な町家が増加し、その規模を拡大していったことが推測できる。また江戸中期以前には、間口2~3間半という特に小規模な町家が多いことも注目される。なお表2-48は、明治6年の上一・上二・上三之町の敷地の間口を比較したものである。これについては第二章第二節で述べた。

天保14年の町家絵図・小前帳 高山市立郷土館蔵「天保十四卯年六月建家造作建具絵図面小前帳」（以下町家絵図・小前帳と略す）は、当時の町家の略平面図とその建家造作詳細を書き上げた小前帳からなり、高山の町家を理解する上で欠かせない史料である。以下これについて述べる。

天保14年6月11日に、高山御役所は次のような家作制限令を出している。^{* 4}

町中は勿論國々在々共、家作之儀に付而は、先年より度々相触置候処、追

々相弛なけし杉戸附書院入側付等に紛敷家作いたし、くしかた彫物床ふちさんかまちを塗、金銀之唐紙等相用、門玄関杯之もの取建、或は外見質素に而も、却而工手間等相掛け候茶席同様、好事之普請も有之候趣相聞奢侈僭上之儀、不埒之至に候、仮令先代に取建候家作に候共、此節早々造作相改、其外別荘を補理格外手広不相応之家作も有之由、相聞候間、当六月を限、質素之家作に相改可申候（中略）、

右様之分は、門堀玄関之有無、建家造作建具其外釦隠金物等、有躰巨細相認、建家絵図相添、御役所え差出可受差図候、此廻状村下え令受印、早々順達、留々可相返者也、

卯六月十一日 高山御役所

当史料はこの家作制限令に関連するものと考えられる。ここに集められた町家絵図・小前帳は24軒分（うち1軒は絵図なし）であるが、これらは禁令に触れるほどの贅を尽した普請であったことが推測される。残存している24軒分の町家絵図・小前帳が、天保14年に提出したものすべてを含むかどうかは疑問であるが、当時の上層町家の傾向を当史料から推察できる。

まず24軒の町家の位置についてみると、一之町7軒、二之町10軒三之町7軒で二之町がわずかに多い。明治6年地割図と、その姓名と屋号・位置・間口と奥行を比較すると、11軒についてその位置が推定できる（図2-49）。残りのうちの大半は、安川通以北にあったと思われる。

また現存する町家とその平面を比較した結果、三之町長瀬屋弥兵衛宅と現原田家、二之町打保屋忠次郎宅と現平田家（打保屋）、三

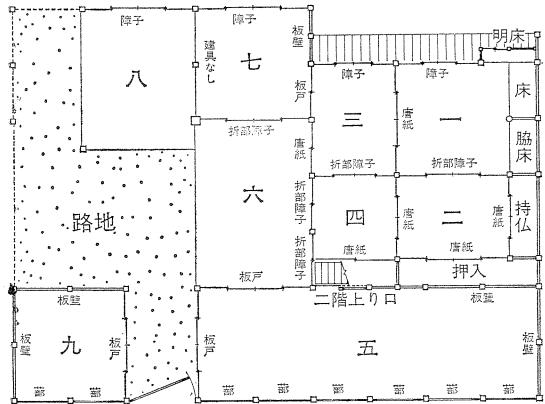
* 4 「御廻状請印帳」（大野郡史）。

なお当禁令以外にも天保年間には多くの家作制限がなされている。例えば、天保11年5月18日、一之町矢嶋茂右衛門の居宅普請が殊のほか華美を尽していたため、10日間の閉門慎を命ぜられた。

天保14年8月17日、町年寄の家作が僕約令の趣旨に不相応のところがあるので、表通りより取払い、古木にて修繕した。

2-49 「天保14年 建家造作建具絵図面小前帳」にある町家の位置図（下図は明治6年図）





2-50 原田家住宅復原図

之町宗右衛門宅と現土川家が、それぞれ極めて相似することがわかった。調査の結果、原田家住宅は天保14年の絵図に描かれているものがほぼそのままの形で残っており、一部改造した部分も大略絵図の通りに復原できた(図2-50)。また後者2軒はその後明治年間に建替えを行っているが、ほぼ旧規を踏襲していることがわかった。この比較は今回調査した町家についてのみ行ったものであり、今後の調査によりその比較例が増えるであろう。

次に町家絵図・小前帳の考察に移る。町家絵図はその精度に差異が見られる。単に部屋境を単線で記したもののが5軒、柱位置まで記したもののが18軒ある(うち4軒は長押位置を朱引している)。部屋には原則として座敷・仏間・かずきの順に一・二・三の番号を付し、小前帳の記述と対応させている。このほか、い・ろ・はの記号を使ったものや、台所・居間・店(本店・小店・北店・南店)など部屋名を記した絵図が数枚ある。床・脇床・釣床・明床・押入・棚などの記入もある。

小前帳は一之間(座敷)から始めて、各部屋の建具の形式・材料、天井・長押の有無、柱・天井板の材質などについて詳細に記している(図版63参照)。以下当史料によって、当時の町家についてみてみよう。

まず建物規模をみると、最小間口は一之町清六宅の6間、最大間口は矢嶋茂右衛門宅の17間で、全体の約6割、13軒は間口7~9間に集中している。奥行はどの家もほぼ7~9間である。前節で述べた方法によって平面形式についてみると、2a型—2軒、2b型—4軒、3a型—11軒、3b型—2軒、特殊型—3軒となる。最低2列型で、3列型が大半を占め、現存遺構では見られない4列以上あるいは別棟の座敷などをもつものが3軒ある。これを今回調査した現存町家と比較すると、規模において格段の差が見られる。

小前帳からは建物内部の造作が知られるのであるが、今回は通りに面した表側部分に限って考察し、町並の復原立面図作成の資料とした。入口は二之町新兵衛宅を除き、すべて南側(宮川の上手)においている。これは現存遺構と同じである。「こみせ」(絵図には小店とある)を持たないのは二之町清六宅のみである。「おくみせ」・「みせ」を1室の「みせ」とするのは三之町長瀬屋彌兵衛宅ほか2軒あり、「おくみせ」の上手にさらに1室設けるものが三之町桐山屋源兵衛宅ほか2軒ある。通りに面して「おくみせ」・「みせ」・「入口」・「しもみせ」の順に並べるのが原則である。

通りに面する部屋の表側の建具は、「おくみせ」では内側に障子を立て、外に杉か桧の白木格子を入れるのが一般的である。「出格子」と銘記しているのは二之町清六宅ほか1軒で、当時の格子がどのような形式のものであったかは不明である。二之町佐兵衛宅は内側を

障子、外側を「打付スダレ」としているが、当家では「みせ」・「しもみせ」にも打付スダレが使用されており、他と異なる構成である。なお打付スダレの使用は、現存遺構でも格子と併用して用いられている。^{*5} つぎに「みせ」では、内側にはすべて障子が入っていたと思われるが、外側を格子とするもの3軒、打付スダレ5軒、シトミ4軒である。また「しもみせ」ではシトミ4軒、打付スダレ1軒である。小前帳の記述は、禁令に触れる可能性のある「座敷」・「仏間」・「かづき」などの記述が主で、「居間」・「台所」・「みせ」部分に関しては略している家が多い。このため参考例が少なく断定的なことは言えないが、「おくみせ」は格子、「みせ」はシトミまたは格子、「しもみせ」はシトミとなるのが、当史料で見るかぎり一般的的傾向であったと見ることができる。

借 家 今回調査した町家では、いわゆる借家は少ない。江戸時代には町家の大半を占めていたと思われる借家について、最後に簡単にふれておこう。

表2—51は、一之町村について借家・持家の変化を見たものである。借家率（借家数と借家・持家総数の比を百分率で示す）は享保18年に37.2%であったものが、天保13年には60.9%に倍増している。なお天保9年の高山町全体の借家率は60.4%（家持591軒、借家900軒）でありこの傾向は高山町全体の傾向を示していると見てよいであろう。次に家数と竈数についてみてみよう。竈数／家数は享保18年の1.55から、借家率の増加に比例して天保13年には2.21まで増えている（高山町全体では天保9年には家数1,671軒、竈数2,660でその比は1.59）。この間、人口は2,435人から3,812人と約1.6倍に増えている。家数を軒数、竈数を戸数（世帯数）とみなすと、竈数／家数の増加は、一軒の家数に数えられない棟割長屋に住む世帯、あるいは大商人に付属した使用人の世帯などの増加を示していると考えられる。また人口増加分は、ほとんどこれら家数に数えられていない世帯に吸収されたものであろう。

借家の実態について知る史料は少ない。文政12年2月の一之町八幡町の火災には、家数11軒（竈数21）が焼失しているが、この時高

* 5 挿図2—44 (47頁)

	竈 数	家 数	持 家	借 家	そ の 他	竈数/家数	借家率(%)	人 口
享 保 18 年 (1733)	760	510	270	160	80	1.55	37.2%	2435
宝 厥 2 年 (1752)	773	492	248	190	54	1.57	43.4	2520
寛 政 元 年 (1789)	821	446	177	231	38	1.84	56.6	2681
天 保 13 年 (1842)	1153	521	164	255	102	2.21	60.9	3812

・その他は寺・門前地借・宮寺・出店・空地・空屋・御地役人・こぼち家・持添・番小屋・家守を含む。

・当表は高山市立郷土館蔵「天保十四卯年八月改 家数人別改帳 一之町村」（岐阜県史 史料編 近世四 所収）により作成。

* 6 「願書留」—高山市史

^{* 6} 山御役所に届け出た記録には、借屋を含む焼失家屋の内訳が記されている。火災の範囲は通りの両側に及び、東側では家持2軒、借家4軒が焼失している。4軒の借家は間口3間・奥行4間、あるいは間口2間5尺・奥行4間で、これらをそれぞれ家数1と数えていることから一戸建借家であったと考えられる。西側で焼失したのはすべて借家であるが、このうち地役人の家は間口5間半・奥行6間、藤太郎家は間口2間半・奥行4間で、ともに一戸建である。残りの13軒は6軒長屋（各戸間口2間・奥行3間）、3軒長屋（同規模）、4軒長屋（各戸間口2間・奥行3間半）である。このように同じ借家でも、一戸建と棟割長屋の間には規模に差が見られる。このことは現在でも同じである。

* 7 明治27年10月30日の飛騨高山平田家遺産相続文書
—「岐阜県史 通史編 近代下」による。

^{* 7} 明治27年の平田家文書には、貸家を含む平田家持家について、その平面図と規模や形式を記している。このうち棟割長屋と見られるのは、

板葺木造二階造建物1棟（10戸）78坪5合、二階37坪

板葺木造二階造建物1棟（10戸）74坪、二階31坪5合

などの10軒長屋の他、2軒長屋、8軒長屋などがある。10軒長屋の大半は、各軒一階8坪（間口2間・奥行4間）、二階は3坪5合である。この他半間×1間の土間を持つ2間四方の家を10軒並べた極小規模の棟割長屋も見られる。

このように建物間口が20間近い町家がある一方、2間四方の借家が同時に存在しており、高山町住民の貧富の格差がはげしかったことがわかる。